

泉北環境整備施設組合競争入札心得

令和2年9月8日
訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品等（以下「建設工事等」という。）の競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定める。

(関係法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、同法施行令（昭和31年政令第273号）その他の関係法令並びに泉北環境整備施設組合財務規則（平成7年泉北環境整備施設組合規則第3号。以下「財務規則」という。）及びこの訓令を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、指名通知書、仕様書、図面、現場等を熟覧の上、入札に参加しなければならない。この場合において、仕様書、図面等に質疑がある場合は、公告等において定めるところにより質問することができる。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札前に入札予定額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第84条各号の規定により、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、他の入札者と入札価格又は入札意思についてのいかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期、中止)

第5条 管理者は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行できないと認められるとき、入札者が1者となったとき、及び災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 設計図書等の配布を受けていない者のした入札
- (3) 一枚の封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- (4) 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- (5) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- (6) 入札書記載の金額を訂正した入札
- (7) 予定価格を事前公表した場合において、その価格を上回る価格の入札
- (8) 最低制限価格を事前公表した場合において、その価格を下回る価格の入札
- (9) 組合が指定する以外の方法で入札書等を提出した入札
- (10) あらかじめ組合が指定する日の翌日以降に到達した入札（前条の規定により、入札を延期した場合を除く。）
- (11) 入札書等郵送用封筒（以下「封筒」という。）に件名、差出人名等が記載されていないもの及び確認できないもの又は封筒に組合への登録の使用印若しくは実印による封かん（割印）のないもの
- (12) 封筒に記載された件名、差出人名と同封された入札書の件名、差出人名とが相違するもの
- (13) 入札書等に不備があると認められるもの
- (14) 内訳書の提出を求められた入札で、内訳合計額と入札書のアmountが同一のアmountでないもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

（落札者の決定等）

第7条 入札予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。ただし、売払いの場合は最高価格の入札者を落札者とする。

2 入札最低制限価格を設けた場合は、入札予定価格と入札最低制限価格との範囲内で最低価格の入札者を落札者と決定する。

3 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、組合職員のうち、当該入札執行者以外の者がくじを引くものとする。

4 管理者は、入札に関し不正な行為が行われた可能性があるとは認められるときは、落札者の決定を保留することができる。

（契約金額の決定）

第8条 入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額をもって契約金額とする（端数は1円未満切捨て。ただし、工業用処理薬品その他単価での契約については、1円未満5桁目を切捨てとする。）。

（契約の保証）

第9条 落札者は、組合との契約締結前に契約保証金を納付しなければならない（財務規則第99条の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付を免

除された場合を除く。) 。

2 前項に規定する契約保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって、これに代えることができる。その担保価格は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 国債又は地方債 額面価格

(2) 銀行が振出し又は支払保証した小切手 小切手金額

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社による保証証券

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券 (履行ボンド)

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3 前 2 項に掲げる契約保証金の額及び保証金額又は保険金額は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上としなければならない。ただし、単価契約においては、契約単価に予定数量を掛けた額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上とする。

4 契約保証金には、利子を付さない。

5 契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付する。

6 前各項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、第 2 項第 4 号に掲げる公共工事履行保証証券 (履行ボンド) による保証 (契約不適合責任特約を付したものに限り。) を求めることができる。この場合において、保証金額は契約金額の 1 0 分の 3 以上とする。

(契約書の提出)

第 1 0 条 落札者は、落札決定後、組合の定めた期間に記名押印した契約書 (議会の議決に付すべき契約であるときは仮契約書) その他契約に必要な関係書類 (以下「契約書等」という。) を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 管理者は、落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、その者と契約を締結しないものとする。

(組合議会の議決を要する契約)

第 1 1 条 組合議会の議決を要する契約については、入札後仮契約を締結し、組合議会で可決されたときに本契約となるものとする。ただし、可決日の翌日から起算して 7 日以内 (組合の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。) に第 9 条第 2 項に規定する保証証券等の提出がない場合は、契約が成立しなかったものとみなす。

2 管理者は、仮契約の相手方が仮契約期間中に指名停止等の措置を受けたとき、又は契約の相手方として不適当な事由があったときは、当該仮契約を解除することができる。

3 前項の規定により仮契約を解除しても、組合は一切の責を負わないものとする。

(異議の申立て)

第 1 2 条 入札参加者は、入札後、仕様書、設計図書、契約書、質疑応答、図面、現場等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、大規模災害等により入札書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(長期継続契約)

第 1 3 条 長期継続契約を締結した場合において、当該業務における翌年度以降の予算が減額又は削除されたときは、当該契約を解除することができる。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。